

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
1	—	<p>今般の改正は、令和7年5月30日に成立した「保険業法の一部を改正する法律」等に関して行われた保険会社向けの総合的な監督指針の改正に準じて、実施されるものと認識している。そのため、少額短期保険業者と保険会社とに共通する規制については、イコールフットィングの考え方のもと、同様の規制・解釈が適用されるという理解でよいか。</p>	<p>今回の改正は、令和7年5月30日に成立した「保険業法の一部を改正する法律」に関して行われた「保険会社向けの総合的な監督指針」の改正等を踏まえて、少額短期保険業者における監督上の着眼点や実務上の留意点を規定したものです。</p> <p>なお、少額短期保険業者向けの監督指針においては、少額短期保険業者の業務特性等を踏まえた規制にする観点から、必要に応じて、保険会社向けの総合的な監督指針とは異なる内容としています。</p>